自民党改憲草案を読むーいかなる「立憲主義」なのか?

山室 信一

はじめに-名宛て人は誰か?

・憲法と法律 ⇔ 権力(機関・公務員)と国民

I. 立憲主義と民主主義-その対抗

- 1.「人権保障」と「権力分立」 → フランス人権宣言第 16 条
- 2. 多数者専制と寡頭支配 → 議院内閣制による権力集中⇔小選挙区と過剰代表
- 3.「立憲主義の空洞化?」あるいは「民主主義の空洞化?」

Ⅱ. 日本国憲法と自民党改「正」案

- 1. 憲法をいかに読むのか
 - ①体系、 ②立法事実・目的、 ③文理・語義
- 2. 日本国憲法における体系的解釈-平和的生存権の視角から

前文

第9条

第11·12条 第13条 第25条

第 99 条 第 97 条

第 98 99 条

Ⅲ. お試し改憲?

- 1. 新設「第9章 緊急事態」→第98条・第99条+(改)第9条、(改)第25条の三
- 2. 改正「第10章 改正」 → 両議員の総議員の「過半数」

Ⅳ. 自民党改憲草案における論点

1. 権力分立から権力集中へ

- ① 首相権限強化 → (改) 第9条の二1項、54条1項、72条
- ② 地方自治における団体自治・地方財政権の排除 → (改) 第92、93、96、97条
- 2. 「個人の尊重」から「人としての尊重」、「家族互助義務」へ → 第13・24条
- 3. 国民義務規定の付加
 - ① 国防(前文第3段落)、②日章旗・君が代尊重(第3条)、③領土・資源確保(第9条の三)、④公益および公の秩序服従(第12条)、⑤個人情報不当取得など禁止、⑥家族助け合い(第24条)、⑦環境保全(第25条の二)、⑧地方自治負担分担、⑨緊急事態指示服従(99条3項)、⑩憲法尊重(102条)
- 4. 参政権と「日本国籍を有する者」 → 第15条3項、第94条3項
- 5. 政教分離と「社会的儀礼・習俗的行為」除外 → 第20条3項
- 6. 天皇の元首化と擁護義務の解除 → 第1条、第102条2項

おわりに一「天賦人権・民賦国権」か「国賦人権・天賦国権」か

「日本現代の国家主義によれば、国家は目的にして個人はその手段なり。国家は第一義のものにして個人は第二義のものなり。個人はただ国家の発達を計るための道具機関として始めて存在の価値を有す。・・しかるに西洋人の主義は、国家主義にあらずして個人主義なり。故に彼らの主義によれば、個人が目的にして国家はその手段たり。個人は第一義のものにして国家は第二義のものなり。国家はただ個人の生存を完立するための道具機関として始めて存在の価値を有す。・・・西洋にありては人権が天賦にして国権が民賦たりといえども、日本にありては国権が天賦にして人権は即ち国賦たり。・・・西洋にあっては個人が個人の利益を主張するということが権利なり。・・・日本においてはかかる事は決して正義にあらずして、ただ義勇奉公ということが最上の道徳なり。故に西洋を権利国といわば日本は即ち義務国なり。」(河上肇「日本独特の国家主義」)

★ 参考文献 ★

- 1. 自由民主党「日本国憲法改正草案」と「Q&A」 → 自由民主党公式 HP
- 2. 馬場利子『誰のための憲法改「正」?』地湧社、2016年
- 3. 樋口陽一・小林節『「憲法改正」の真実』集英社新書、2016年
- 4. 京都憲法会議・監修『憲法「改正」の論点』法律文化社、2014年
- 5. 関西学院大学災害復興制度研究所・編『緊急事態条項の何が問題か』岩波書店、2016年
- 6. 愛敬浩二『改憲問題』ちくま新書、2006年
- 7. 山室信一『憲法9条の思想水脈』朝日新聞出版、2007年